

○加須市認知症カフェ運営補助金交付要綱

平成28年3月28日

告示第99号

改正 令和3年3月31日告示第117号

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続することができるよう、認知症の本人並びにその家族及び介護者（以下「家族等」という。）を支援し、家族等の介護に係る負担を軽減するとともに、認知症に関する地域の啓発を推進するため、認知症カフェを運営する団体に対し補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則（平成22年加須市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「認知症カフェ」とは、認知症の本人及び家族等の居場所づくり、交流、情報交換、相談並びに認知症に関する地域の啓発を目的として当該認知症の本人等に提供される支援活動の拠点をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、第4条の補助対象事業を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 加須市内に所在する団体であること。
- (2) 定款、規約、会則等を有していること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主な活動目的とするものでないこと。
- (4) 加須市暴力団排除条例（平成24年加須市条例第51号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が関係するものでないこと。
- (5) 認知症カフェの適切な運営を確保できると市長が認めるものであること。

こと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、認知症カフェの運営に関する事業であって、別表第1に掲げる基準のいずれも満たすものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 前条の経費に対する補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象団体の代表者(以下「代表者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ認知症カフェ運営補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 認知症カフェ運営計画書(様式第2号)
- (2) 認知症カフェ運営収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により事業等の目的及び内容を調査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものであると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を

達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、認知症カフェ運営補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により代表者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、認知症カフェ運営補助金交付請求書（様式第5号）に決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、口座振込の方法により補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第11条 代表者は、認知症カフェ運営実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 認知症カフェ運営収支決算書（様式第7号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度4月末日までとする。

(書類の整備)

第12条 代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しておかななければならない。

2 前項の証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、代表者に対し、認知症カフェ運営補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和3年告示第117号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第4条関係）

項目	基準
活動拠点	市内に概ね10人以上の活動ができる拠点を設けること。
開設回数等	年2回以上開設するものとし、1回当たりの開設時間は90分以上とすること。
人員配置基準	医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、認知症介護

	に係る公的研修修了者、介護初任者研修修了者又は介護経験者のいずれか2人以上を常時配置すること。
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症の本人が、自ら活動し、楽しめる場であること。 (2) 利用者同士が交流する場であること。 (3) 家族等にとって、心理的な負担が軽減する場であること。 (4) 地域住民にとって、認知症に対する理解を深める場であること。 (5) 認知症に関し、気軽に相談できる場であり、かつ、認知症に関する情報を発信する場であること。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 宗教的又は政治的活動を伴うものでないこと。 (2) 特定の事業所等が実施する事業への勧誘を伴うものでないこと。 (3) 多くの人参加しやすい企画を実施すること。 (4) 地域住民の参加と支援を得ることができるようなイベントを実施すること。 (5) 利用者からの相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を図ること。 (6) 希望する利用者に茶菓等（酒類を除く）の提供ができること。
記録等	参加者の人数、構成、活動内容等について記録すること。

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	具体的な内容
人件費	認知症カフェの運営に直接従事する者の作業時間に支払われる経費に限る。
謝金	外部講師に対するものに限る。
消耗品費	名札、筆記具、コピー代等

食糧費	茶菓代（ただし、認知症カフェの運営を行う者の飲食代を除く。）
印刷製本費	チラシ、ポスター等
光熱水費	
燃料費	冷暖房に係る灯油、重油等に限る。
広告料	
使用料及び賃借料	会場借上料、機材借上料等
その他市長が特別に認めた経費	

様式第1号(第7条関係)

認知症カフェ運営補助金交付申請書

年 月 日

加須市長 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名

認知症カフェ運営に対し補助金を交付されるよう、加須市認知症カフェ運営補助金交付要綱第7条の規定により下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認知症カフェ運営計画書（様式第2号）
- 2 認知症カフェ運営収支予算書（様式第3号）
- 3 団体の定款、規約、会則又はこれらに準ずるもの
- 4 団体の概要・活動内容が分かる書類
- 5 認知症カフェ運営に従事する者に係る各種資格証明書の写し
- 6 その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第7条関係)

認知症カフェ運営収支予算書

団体名

事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

1 収入

区 分	金 額	説 明
	円	
市 補 助 金		
合 計		

2 支出

区 分	金 額	説 明
	円	
合 計		

様式第4号(第9条関係)

認知症カフェ運営補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名 様

加須市長



年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり決定しましたので加須市認知症カフェ運営補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

交 付 金 額	円
交 付 条 件	

様式第5号(第10条関係)

認知症カフェ運営補助金交付請求書

年 月 日

加須市長 様

請求者

所在地

団体名

代表者氏名

㊤

加須市認知症カフェ運営補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり請求します。

請求金額 金 円

金融機関名

口座番号 普通・当座 No.

口座名義

様式第6号(第11条関係)

認知症カフェ運営実績報告書

年 月 日

加須市長 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者 氏 名

加須市認知症カフェ運営補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり報告します。

1 事業名

2 事業費 円

3 補助金額 円

4 着手年月日 年 月 日

5 完了年月日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 認知症カフェ運営収支決算書(様式第7号)
- (2) 事業に支出した領収証等の写し
- (3) 事業に係るチラシ及び写真
- (4) 活動報告書(参加者数、構成及び活動内容の分かる書類)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第11条関係)

認知症カフェ運営収支決算書

団体名

事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

1 収入

区 分	予 算 額	決 算 額	増減(△)	説 明
	円	円	円	
合 計				

2 支出

区 分	予 算 額	決 算 額	増減(△)	説 明
	円	円	円	
合 計				

3 収入支出差引残額

円

(残金があるときは、その処分方法)

様式第8号(第14条関係)

認知症カフェ運営補助金返還命令書

第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名 様

加須市長 ㊟

加須市認知症カフェ運営補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

補助年度	年度
事業の名称	
補助金の 交付決定通知額	円
補助金の既交付額	円

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第11条関係）

（令和3告示117・一部改正）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第14条関係）